八　再就職先の業務内容
九　再就職先における地位
十　離職後の就職の援助（最初に機構役職員となった後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容（離職後の就職の援助がなかった場合には、その旨）

2　準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした機構役職員は、当該届出に係る前項第五号から第九号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

3　準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした機構役職員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

（理事長による報告）

第八十条　準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告は、毎年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。）、当該年度の四月一日以後遅滞なく、当該年度の前年度にされた準用通則法第五十条の六の規定による届出並びに同年度に講じた準用通則法第五十条の八第一項及び第二項の措置の内容について行うものとする。

（積立金の処分に係る申請書の添付書類）

第八十一条　令第五十一条第二項に規定する復興庁令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　令第五十一条第二項に規定する期間最終事業年度の事業年度末の貸借対照表
二　同項に規定する期間最終事業年度の損益計算書
三　承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

復興庁令・省令

○復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第一号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第百十三条第一項、第二項第八号及び第三項、第百十四条第一項、第百十五条第三項及び第四項、第百十七条第一項及び第二項並びに第百二十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、福島国際研究教育機構の業務運営に関する命令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
経済産業大臣　西村　康稔
環境大臣　西村　明宏

福島国際研究教育機構の業務運営に関する命令

（中期計画の認可の申請）

第一条　福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）は、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第百十三条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、主務大臣に提出しなければならない。

2　機構は、法第百十三条第三項の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

（中期計画に定める研究開発等業務の運営に関する事項）

第二条　法第百十三条第二項第八号に規定する主務省令で定める研究開発等業務の運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　施設及び設備に関する計画
二　人事に関する計画
三　中期目標の期間を超える債務負担
四　積立金の使途
五　その他中期目標を達成するために必要な事項

（年度計画の記載事項等）

第三条　法第百十四条第一項に規定する年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2　機構は、法第百十四条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。